



グリーン調達ガイドライン 第2版

2006年8月31日 制定

NTTアドバンステクノロジー株式会社

環境対策推進室

目次

	頁
1.はじめに	1
2.適用範囲	1
3.グリーン調達的基本的考え方	1
4.グリーン調達のための要請事項	1
4.1.サプライヤへの要請事項	1
4.2.製品に対する要請事項	1
5.運用	2
6.製品等に含まれる化学物質の管理基準	2
(1) 含有禁止物質	3
(2) 指定全廃物質	3
(3) 含有抑制物質	3
7.付則	3
有害物質一覧	別表 1
含有禁止物質リスト	別表 2
含有抑制物質リスト	別表 3

1.はじめに

NTTアドバンステクノロジー株式会社は、地球と人に優しい企業活動をめざして、NTT-ATグループ地球環境憲章のもとで、全社をあげて環境保全活動に取り組んでおります。

弊社は環境保全活動の重点課題の一つとして、弊社が販売する製品の環境負荷低減を図ることを掲げておりますが、製造部門を持たない当社では、製品を構成する全ての原材料、部材、部品などは、外部より調達しており、サプライヤの皆様の協力が不可欠です。

本ガイドラインは、弊社がサプライヤに遵守していただきたい事項、配慮していただきたい事項について述べたものです。サプライヤにおかれましては、その趣旨をご理解の上、弊社の環境保全活動にご協力いただきますようお願いいたします。

2.適用範囲

本ガイドラインは、弊社で調達し、販売する全製品およびそれらを構成する原材料、部材、部品等ならびにそれらの調達物品のサプライヤに対して適用されます。

3.グリーン調達の基本的考え方

弊社の「グリーン調達」とは、環境保全に配慮しているサプライヤより、有害化学物質の使用禁止や削減、省エネルギーや省資源、リサイクルなど環境保全に配慮した製品を調達することをいいます。

グリーン調達を実現するために弊社は、サプライヤの環境管理に対する取り組み、および納品していただく製品等について要請事項を提示させていただきます。

4.グリーン調達のための要請事項

4.1.サプライヤへの要請事項

環境保全活動への取り組みとして、下記のことを行っていただけるようお願いします。

- (1) ISO14001 またはそれに準じた環境管理体制を構築していること。
- (2) グリーン調達を実施していること。
- (3) 製品に含まれる化学物質の把握・管理を実施していること。
- (4) 製品の含有する化学物質調査や製品の環境負荷低減にご協力いただけること。

4.2.製品等に対する要請事項

弊社への納入物品について、下記のことを行っていただけるようお願いします。

(1)および(2)の項目は必ずお守りください。

- (1) 弊社の基準に定める「含有禁止物質」^{注1)}が含まれていないこと。
- (2) 弊社が指定する製品等は、RoHS 指令に適合していること。
- (3) 弊社の基準に定める「含有抑制物質」^{注1)}の含有情報が明らかにされていること。
- (4) 製品に使用するプラスチック材料は、可能な限り、リサイクル可能な材料から選定されていること。
- (5) 消費電力の低減や小型化、軽量化などの省エネルギーや省資源に配慮した設計がなされていること。
- (6) 製品が廃棄される際に、再利用やリサイクルが容易で廃棄物の環境負荷低減に配慮した設計がなされていること。
- (7) 包装材には、リサイクルしやすい材料や環境負荷の少ない材料が使用されていること。

(注 1)「含有禁止物質」および「含有抑制物質」については、6.製品等に含まれる化学物質の管理基準に定める。

5.運用

下記項目について弊社より情報の提供または証明書の提出をお願いすることがありますので、その時はご協力をお願いします。

- 1) サプライヤの環境に対する取り組み状況
- 2) 含有禁止物質の含有の有無、あるいは、非含有証明書
- 3) RoHS 指令への適合の有無、あるいは、RoHS 指令適合証明書
- 4) 含有抑制物質の含有部位および含有量

6.製品等に含まれる化学物質の管理基準

弊社調達製品に含まれる化学物質を含有禁止物質、指定全廃物質および含有抑制物質の分類し、それぞれ、以下のように管理することとします。

(1) 含有禁止物質

- ① 別表 1 有害物質一覧の含有禁止物質の中央欄に定めた物質。
別表 2 含有禁止物質リストに示すが、対象物質は法令等の改正により自動的に変更される。
- ② 「含有禁止物質」を含む製品は原則として購入いたしません。
- ③ 禁止物質を含有している場合には、事前に当社に通知し、その措置について協議してください。また、事後に判明した場合は、直ちに当社に通知してください。

(2) 指定全廃物質

- ① 表 1 に定めた物質
- ② 当社が指定する製品等が RoHS 指令に適合することを求めた場合、全ての部品において全ての部位で含有量が閾値以下でなければならない(RoHS 指令で除外規定がある場合を除く)。

表1 指定全廃物質

物質名	閾値
カドミウムおよびその化合物	100ppm
六価クロム化合物	1000ppm
鉛およびその化合物	1000ppm
水銀およびその化合物	1000ppm
PPB 類	1000ppm
PBDE 類	1000ppm

(3) 含有抑制物質

- ① 別表 1 有害物質一覧の含有抑制物質の中央欄に定めた物質。
別表 3 含有抑制物質リストに示すが、対象物質は法令等の改正により自動的に変更される。
- ② 可能な限り製品から削減することを要請いたします。

7. 付則

本基準書は国内外の法規則、社会動向を考慮して改訂することがあります。

別表 1 有害物質一覧

分類	内容	法律略称名
含有禁止物質	化学物質の審査および製造等の規制に関する法律第 2 条第 2 項に規定される第 1 種特定化学物質。	化審法
	労働安全衛生法第 55 条に規定される製造禁止物質。	安衛法
	水質汚濁防止法第 14 条の三に規定される有害物質で、同施行規則別表において浄化基準値が「検出されないこと」となっている物質。	水濁法
	特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第 2 条に規定される特定物質で、同施行令別表において規程されている物質。ただし、議定書附属書 C のグループ I を除く。	オゾン保護法
	ダイオキシン類対策特別措置法第 2 条第 1 項に規定される物質。	ダイオキシン法
	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第 1 条に規定される物質。	PCB 特措法
	NTT-ATが指定する物質	—
指定全廃物質	電気電子機器に含まれる特定有害物質の使用制限に関する指令 (Restriction of the use of certain hazardous substances in electrical and electronic equipment) の指定物質。	RoHS 指令
	NTT-ATが指定する物質	—
含有抑制物質 (含有禁止物質と重複する場合はその指定による)	廃棄物の処理および清掃に関する法律施行令第 2 条の 4 第 5 項において規定される特定有害産業廃棄物の要件となる金属、化学物質等で、同施行規則別表第一に規定される物質。	廃掃法
	地球温暖化対策の推進に関する法律第 2 条第 3 項、並びに同施行令第 1 条および第 2 条に規定される物質であって、同法第 2 条第 5 項に該当する物質。	温暖化法
	水質汚濁防止法第 14 条の三に規定される有害物質で、同施行規則別表において浄化基準値が「検出されないこと」となっている物質を除く物質。	水濁法
	特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第 2 条に規定される特定物質で、同施行令別表において議定書附属書 C のグループ I として規定されている物質。	オゾン保護法
	土壌汚染対策法第 2 条に規定された特定有害物質であって、同施行令第 1 条に規定されている物質。	土汚法
	NTT-ATが指定する物質	—

別表 2 含有禁止物質リスト

記号	物質名	出典
A-1	ポリ塩化ビフェニルまたは PCB	化審法、水濁法 PCB 特措法
A-2	ポリ塩化ナフタレン(塩素数 3 個以上)	化審法
A-3	ヘキサクロロベンゼン	
A-4	アルドリン	
A-5	ディルドリン	
A-6	エンドリン	
A-7	DDT	
A-8	クロルデン類	
A-9	ビス(トリブチルスズ)オキシド	
A-10	N・N'-ジトリル-パラ-フェニレンジアミン、N-トリル-N'-キシリル-パラ-フェニレンジアミンまたは N・N'-ジキシリル-パラ-フェニレンジアミン	
A-11	2,4,6-トリ-ターシャリ-ブチルフェノール	
A-12	トキサフェン	
A-13	マイレックス	
A-14	ケルセンまたはジコホル	
A-15	ヘキサクロロブタ-1,3-ジエン	
A-16	黄りんマッチ	
A-17	ベンジジンおよびその塩	
A-18	4-アミノジフェニルおよびその塩	
A-19	4-ニトロジフェニルおよびその塩	
A-20	ビス(クロロメチル)エーテル	
A-21	β -ナフチルアミンおよびその塩	水濁法
A-22	ベンゼンのり(ベンゼン 5%以上)	
A-23	石綿またはアスベスト	
A-24	シアン化合物	
A-25	有機りん化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトンおよび EPN に限る)	オゾン保護法
A-26	アルキル水銀化合物	
A-27	CFC	
A-28	ハロン	
A-29	四塩化炭素	
A-30	トリクロロエタン	
A-31	HBFC	
A-32	ブロモクロロメタン	ダイオキシン法
A-33	臭化メチル	
A-34	ポリ塩化ジベンゾフラン	
A-35	ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン	
A-36	コプラナーポリ塩化ビフェニル	

別表 3 含有抑制物質リスト

記号	物質名	出典
B-1	水銀またはその化合物（注）	廃掃法、安衛法、 水濁法、土汚法
B-2	カドミウムまたはその化合物（注）	
B-3	鉛またはその化合物（注）	
B-4	有機りん化合物 （ただし、使用禁止物質リストに挙げられているものを除く）	廃掃法、土汚法
B-5	六価クロム化合物（注）	廃掃法、安衛法、 水濁法、土汚法
B-6	砒素またはその化合物	
B-7	トリクロロエチレン	廃掃法、水濁法、 土汚法
B-8	テトラクロロエチレン	
B-9	ジクロロメタン	
B-10	ジクロロエタン	
B-11	ジクロロエチレン	
B-12	ジクロロプロペン	
B-13	チラウム	
B-14	シマジン	
B-15	チオベンカルブ	廃掃法、安衛法、 水濁法、土汚法
B-16	ベンゼン	
B-17	セレンまたはその化合物	廃掃法、水濁法、 土汚法
B-18	二酸化炭素（総排出量算定に関するものに限る）	温暖化法
B-19	メタン	
B-20	一酸化二窒素	
B-21	温室効果ガスたるハイドロフルオロカーボン	
B-22	温室効果ガスたるパーフルオロカーボン	
B-23	六フッ化硫黄	水濁法、土汚法
B-24	ホウ素およびその化合物	
B-25	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硫酸化合物および硝酸化合物	水濁法
B-26	HCFC	オゾン保護法
B-27	ハロゲン化合物を含有するプラスチック材料	NTTグループグリーン調達ガイドライン、NTT-ATが指定する物質

注) 指定全廃物質として指定された場合は、その規定による。